

第2章 評価の実施方針

2-1 評価の背景と目的

パレスチナ問題は半世紀以上も続くアラブ・イスラエル紛争の核心であり、そこから派生する中東和平問題は日本を含む国際社会全体の安定と繁栄にも大きな影響を及ぼしかねないこと、二国家解決を目指す現行和平プロセスにおいて、パレスチナ自治区の社会経済開発と国づくりに向けた準備が欠かせないことなどから、ODA 大綱の重点課題である「平和の構築」の観点も踏まえ、日本は対パレスチナ支援を中東和平に対する貢献策の重要な柱の一つと位置づけ、積極的に実施してきている。

日本の対パレスチナ支援は、1953年に国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)を通じてパレスチナ難民に対する支援を行なったことから始まり、1993年のパレスチナの暫定自治に関するオスロ合意を受けて、それ以降本格化した。1993年以降これまでに総額約13億ドルのパレスチナ支援が実施されてきた。2005年11月に日本はパレスチナ側と経済協力政策協議を行い、(ア)人道支援、(イ)国づくり・改革支援、(ウ)信頼醸成支援、(エ)経済自立化支援を重点とした支援に取り組むことを確認している。また、2006年には、小泉総理大臣(当時)が日本、イスラエル、パレスチナ自治政府(PA)およびヨルダンの4者による域内協力を通じてヨルダン渓谷の経済開発を進める「平和と繁栄の回廊」構想を提案し、それぞれの首脳の賛同を得た。さらに2010年2月のアッバース大統領の訪日に際し、日本はパレスチナ国家建設計画に対する支援を確認するとともに、その後の7月に日・パレスチナ・ハイレベル協議において、(ア)中小企業支援・輸出促進、(イ)農業、(ウ)観光、(エ)地方行政、(オ)財政、(カ)上下水、(キ)保健の7分野を、今後3年間の技術協力を中心とする直接援助の重点支援分野とすることでPA側と合意した。2010年11月に菅総理大臣(当時)がファイヤード・パレスチナ自治政府首相と東京で会談した際には、日本としてパレスチナ国家建設のための中長期的な取組を続けていくことの重要性が改めて確認されている。そして2012年12月には「対パレスチナ自治区国別援助方針」が策定され、対パレスチナ支援の大目標として「経済・社会の自立化促進による平和構築」、これを実現するための3つの中目標として「民生の安定・向上」、「行財政能力の強化」、「持続的な経済成長の促進」が定められた。

今次評価業務は、こうしたパレスチナ自治区に対する支援の意義をふまえ、日本のパレスチナ自治区に対する支援にかかる政策を全般的に評価し、今後の支援のための政策立案や実施のために教訓や提言を得ること等を目的として実施した。一方、対パレスチナ支援は、同自治区の政治情勢に大きく影響を受けやすいとともに、国際社会での注目が高いため、外交的な重要性・波及効果が高いことが特徴である。こうした国益上の観点から、対パレスチナ支援の政治的な意義を明らかにすることも第2の目的とした。また、この評価結果を公表し、国民への説明責任を果たすとともに、PAや他ドナーに評価結果をフィードバックすることで、日本のODA広報に役立てること、さらには、平成22年6月に公表した「ODAのあり方に関する検討」最終とりまとめに基づき、評価を通じたODAの改善や見える化の促進に寄与することも目的とした。

2-2 評価の対象と期間

本評価では、日本の対パレスチナ支援を対象として、主として「政策の妥当性」、「結果の有効性」、「プロセスの適切性」から評価し、また「外交の視点」からの評価を加え、総合的に評価を行った。評価は「ODA 評価ガイドライン第7版」に準拠し、経済協力開発機構開発援助委員会（OECD-DAC）の評価 5 項目を参考としながら実施した。

ODA 評価の対象としては、援助政策と援助実績の 2 つがあげられるが、援助政策については日本としての重点支援 4 分野（人道支援、国づくり・改革支援、信頼醸成支援、経済自立化支援）を特定した 2005 年以降の取組に焦点をあてた。具体的には、2005 年の経済協力政策協議、2006 年に発表された「平和と繁栄の回廊」構想、及び 2010 年の日・パレスチナ・ハイレベル協議、それらを踏まえつつ 2012 年に新規策定された対パレスチナ自治区国別援助方針を評価対象とした。他方で、援助実績に関しては、パレスチナに対する ODA 評価ミッションが 1999 年に実施されていることから、それ以降の動向を把握するために 2000 年以降を対象とした。但し、結果の有効性に関する評価は、上記政策に基づいて援助が実施されたかを評価するため、2005 年以降を評価対象とした。

また、直接支援以外にも UNRWA を通じたパレスチナ難民支援（但し、本評価においてはパレスチナ自治区内の難民支援のみを対象とする）、国連食糧計画（WFP）を通じた食糧援助など、国際機関等を通じて脈々と継続的に実施されてきた取組も評価調査の対象とした。さらに、NGO への支援、草の根・人間の安全保障無償等の小規模案件についても評価対象とした。

表 2-1 中東和平と対パレスチナ支援に関する主な出来事

年	できごと
1947	▽ 国連総会でパレスチナ分割決議を採択
1948	▽ イスラエル独立, 第一次中東戦争勃発
1953	■ 日本が UNRWA 支援開始
1956	■ 日本が 80 番目の国として国連に加盟
1967	▽ 第三次中東戦争によりイスラエルが西岸・ガザを占領
1977	■ PLO 東京事務所開設
1974	○ PLO が国連オブザーバーの資格を獲得
1979	■ 日本・パレスチナ友好議員連盟結成
1987	○ 第一次インティファダ(民衆蜂起) 勃発, ムスリム同胞団系ハマース創設
1988	○ パレスチナ国家樹立宣言発表。 ○ 国連総会においてアラファト PLO 議長がイスラエルの生存権承認, テロ放棄を表明
1989	■ アラファト PLO 議長訪日, PLO 東京事務所の名称が「パレスチナ総代表部」に格上げ
1991	○ マドリッド中東和平会議
1993	○ オスロ合意(パレスチナ暫定自治拡大に関する原則宣言)署名 ■ 日本が対パレスチナ支援を本格開始
1994	○ カイロ協定署名, ガザ・ジェリコ暫定自治開始
1995	○ オスロ II 合意署名, パレスチナ暫定自治政府(PA)の設立 ▽ ラビン・イスラエル首相暗殺 ■ 村山総理大臣(当時) 中東訪問 ■ PLO 東京事務所 資金難により閉鎖
1996	○ パレスチナ選挙, アラファト PLO 議長が初代 PA 長官に就任
1997	○ ヘブロン合意
1998	■ 在ガザ出張駐在官事務所(日本政府代表事務所)を開設 ■ JICA ガザ事務所開設
1999	■ パレスチナ支援調整会合(AHLC)東京会合開催 ■ アラファト PA 長官の訪日
2000	○ 第二次インティファダ(アルアクサ民衆蜂起) 勃発 ■ 第一回 日・パレスチナ閣僚級政治協議及び合同委員会の開催 ■ 日・パレスチナ共同声明の発出
2003	▽ 米, EU, 露, 国連がパレスチナ問題の最終的解決へのロードマップを提示 ■ 在日本パレスチナ常駐総代表部 再開
2004	○ アラファト PA 大統領逝去, アッバース PLO 新議長が PA 長官に就任
2005	▽ イスラエルがガザ地区から撤退
2006	○ パレスチナ立法評議会選挙でハマースが過半数の議席を獲得, ハマース主導内閣成立 ■ 小泉総理大臣(当時) 中東訪問
2007	○ メッカ合意(ハマース・ファタハ挙国一致内閣を組閣) ○ ハマースによるガザ地区制圧。 ○ アッバース PA 長官は自治区全域に緊急事態を宣言。ラマッラにて緊急内閣成立。 ■ 在ガザ日本政府代表事務所をラマッラに移転
2008	▽ イスラエルによるガザ空爆開始(~2009 年)
2009	■ 日・パレスチナ閣僚級政治協議
2010	○ 米国の仲介により直接交渉再開, 中断 ■ 日・パレスチナ・ハイレベル協議
2011	○ パレスチナがユネスコに正式加盟
2012	○ パレスチナが国連オブザーバー「国家」に認定 ■ アッバース PA 長官来日 ■ 対パレスチナ自治区国別援助方針を策定

注: ■: 日本関連の出来事
○: パレスチナ人による出来事
▽: 国際社会, 周辺諸国による出来事

出所: 外務省, JICA 資料等をもとに評価チーム作成

2-3 評価の対象の特殊性

パレスチナ自治区支援は、通常の開発協力とは条件や性質を異にする。すなわち、支援対象となるパレスチナ自治区は、イスラエルによる占領下にあるため、例えば：

- (1) 大目標である「経済・社会の自立化促進による平和構築」を達成するためには政治的要因が大きく影響するため、開発協力という取組に様々な制限や障害が生じる。目的達成のためには政治的な働きかけ、信頼醸成措置を組み合わせた対応が必要とされている。
- (2) 和平の当事者であるパレスチナ自治政府自体が不安定な状況にある。このため、パレスチナ自治政府自体を支援し、和平の枠組みを維持することが支援の重要な意義となる。
- (3) 一つ一つのプロジェクトの取り進めにおいて、イスラエルとの協議・了解を経なくてはならないという大きな障害を伴う。

といった点で大きな制約と特殊要因をもちあわせている。

このように、今次評価業務の対象とする対パレスチナ支援は、政治と不可分であり、政治動向次第ではいくら支援を行っても開発効果が期待できない可能性もある点、さらには支援の将来予測がしにくい点など、通常の開発協力とは大きく異なる点にも留意する必要がある。

2-4 評価の実施方法

2-4-1 目標体系

対パレスチナ自治区国別援助方針記載内容から目標体系を構築すると、「経済・社会の自立化促進」という大目標の達成に向けた3つの中目標として「民生の安定・向上」、「行財政能力の強化」、「持続的な経済成長の促進」が、9つのプログラムより構成される形となる。

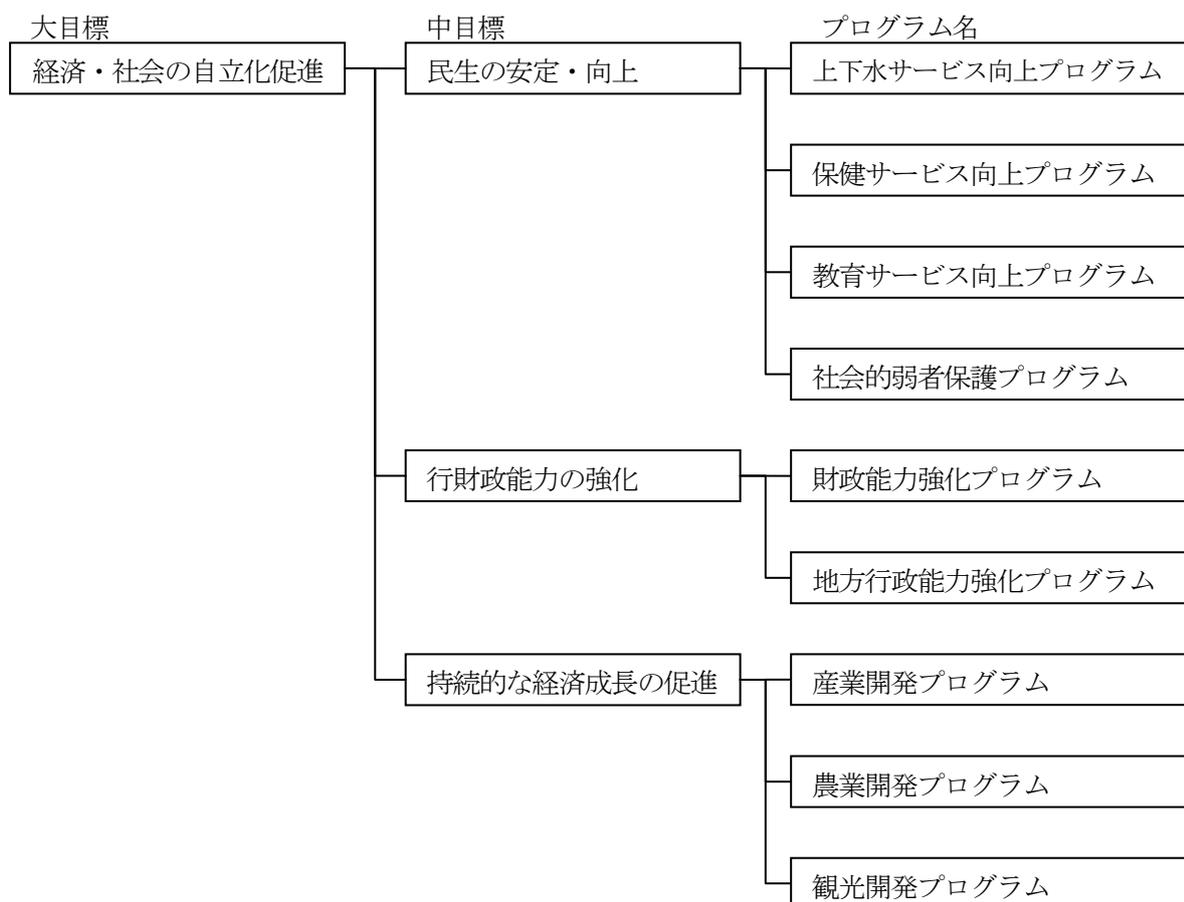


図 2-1 対パレスチナ自治区支援の目標体系

出所：外務省「対パレスチナ自治区別援助方針」に基づき評価チーム作成

一方、外交青書では、日本の中東和平に対する取組としては、「政治的働きかけ」、「対パレスチナ支援」、「信頼醸成」の三本柱に加え、これらの取組の総体である「平和と繁栄の回廊」構想を推進していると整理されている¹。すなわち、ODA による対パレスチナ支援は、中東和平に対する取組のひとつの柱であり、政治的働きかけ、信頼醸成と並列で、かつ「平和と繁栄の回廊」構想の一部を構成するものという位置づけとなっている。

¹ 本評価報告書では、中東和平問題とは、外務省資料に基づき「数次にわたる戦争でイスラエルが占領した土地(ヨルダン川西岸、ガザ地区、ゴラン高原)を、イスラエルの安全を確保しつつパレスチナ人を含むアラブ側に返還して、いかに和平を実現するかという問題」と定義し、また同じくパレスチナ問題の解決とは、難民、入植地、エルサレム、国境画定など個々の問題の解決を図り、イスラエルと共存共栄するパレスチナ国家を建設する、「二国家解決」を目標としたプロセスと定義する。

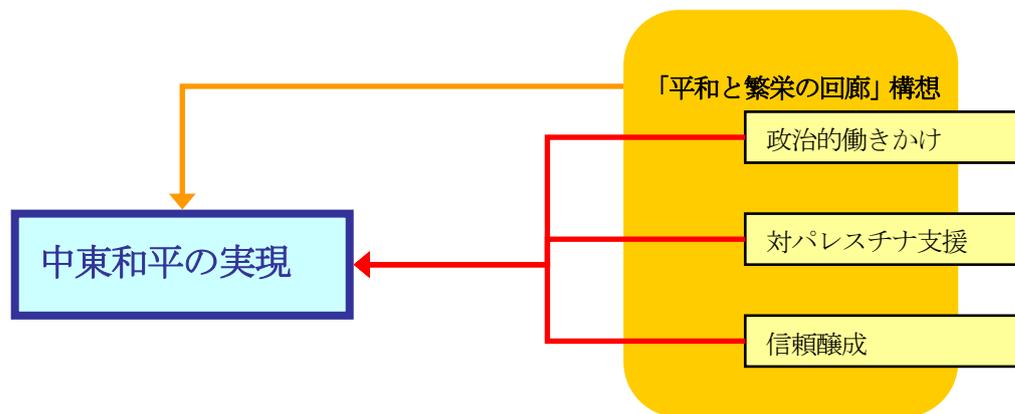


図 2-2 中東和平に対する取組の構造

出所：外務省「外交青書 2012」に基づき評価チーム作成

外交青書に記されているとおり，日本の中東和平に対する取組のひとつの柱を構成する対パレスチナ支援は，「平和と繁栄の回廊」構想においては政治的働きかけ，信頼醸成と深く関係しており，これら取組は切り離して検討できるものではない。従って，今次評価業務では，ODA による対パレスチナ自治区への支援を主な対象とするものの，政治的働きかけ，信頼醸成についても，ODA による取組と関連する部分については評価調査の対象に含めることとする。

今次評価業務を進める上で，評価チームが日本の中東和平に対する取組の構造の中に対パレスチナ支援の目標体系を位置づけたのが次図である。同図は目的を達成するための大目標，中目標（目標が達成された際の状況など），ならびにこれら目標を達成するための手段で構成されている。

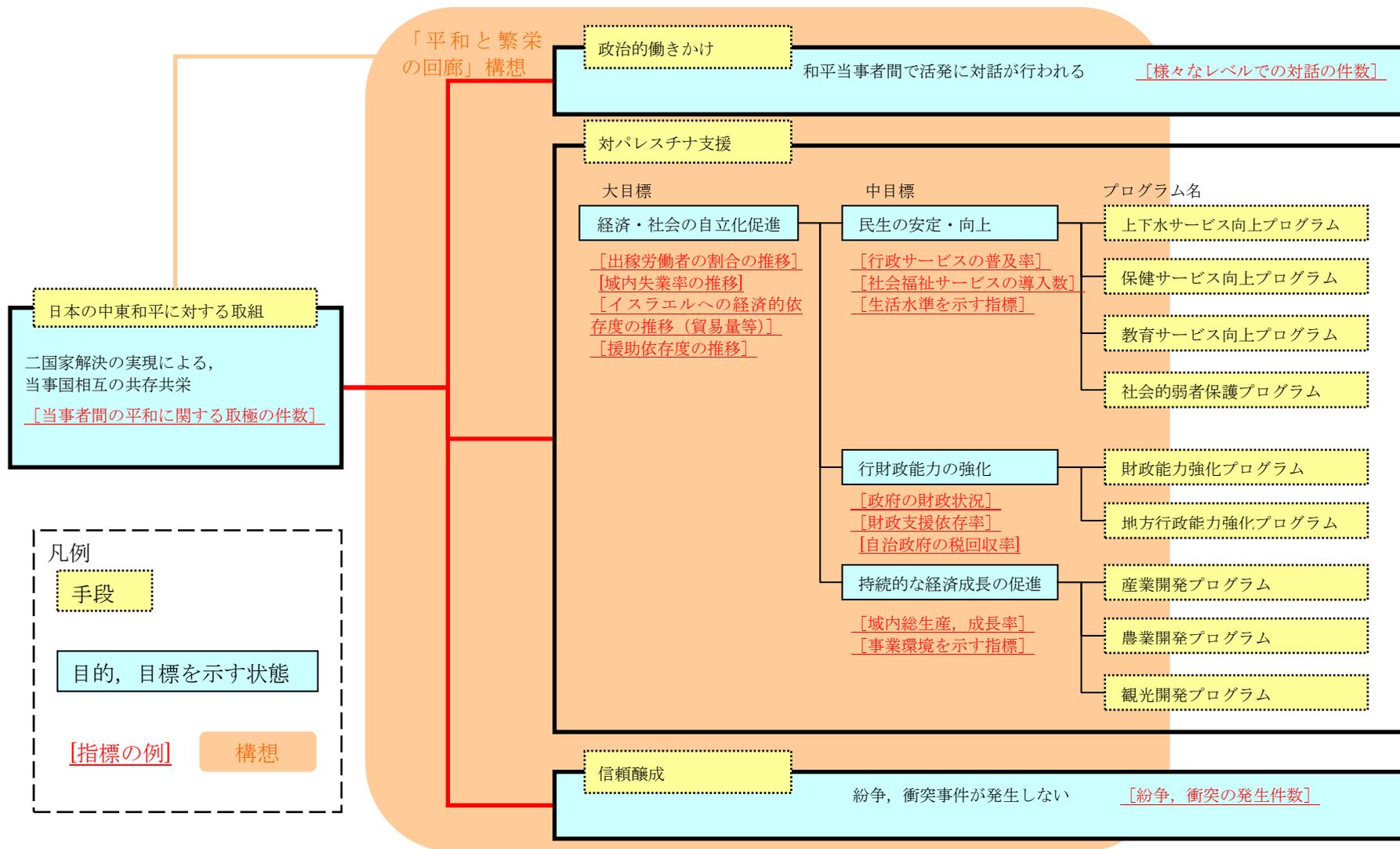


図 2-3 対パレスチナ支援の拡大目標体系

出所: 評価チーム作成

2-4-2 評価の枠組み

今次評価業務を実施するにあたっての評価の枠組みを構築するにあたっては、評価の視点ならびに基準を、大きく「政策の妥当性」、「結果の有効性・インパクト」、「プロセスの適切性」、「外交の視点」の4つとした。効率性については、「策定プロセスの適切性」「実施プロセスの適切性」それぞれの評価の視点・基準の中に含めて検討を行った。

1. 「政策の妥当性」に関する評価の枠組み

評価視点	評価基準	評価項目	評価内容・指標	情報収集方法・収集源
政策	妥当性	1.1 支援先開発ニーズとの整合性	<ul style="list-style-type: none"> 日本の対パレスチナ支援の目的・重点分野等が、パレスチナ自治政府のニーズや「中期開発計画(2005年～2007年)」、「パレスチナ改革・開発計画(2008年～2010年)」、「国家開発計画(2011年～2013年)」と整合的であったか。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆文献調査 <ul style="list-style-type: none"> 閣議決定「政府開発援助大綱」平成15年8月29日 外務省「政府開発援助(O DA)中期政策」平成17年2月 外務省「対パレスチナ自治区 国別援助方針」(2012) 外務省「政府開発援助対パレスチナ支援事業展開計画」 外務省「平成24年度国際協力重点方針」 外務省「我が国の対パレスチナ支援(ファクト・シート)」 外務省「パレスチナに対する O DA 評価ミッション」 世銀、UNDP 等の各種戦略ペーパー等 OECD International Development Aid Statistics 2010 パレスチナ自治政府「中期開発計画」(2005～2007年)、「パレスチナ改革・開発計画(2008～2010年)」、「国家開発計画(2011～2013年)」 パレスチナ自治政府「各種統計調査」等 ◆国内ヒアリング：外務省国際協力局／中東アフリカ局、国際協力機構、駐日パレスチナ常駐総代表部／大使館、東洋英和女学院大学教授、麗澤大学教授 ◆現地ヒアリング：パレスチナ自治政府機関、イスラエル外務省、在イスラエル日本国大使館、在ラマツラ日本政府代表事務所、JICA事務所、国際機関(UNRWA、UNDP、UNICEF、WFP)
		1.2 日本の上位政策との整合性	<ul style="list-style-type: none"> 日本の対パレスチナ支援の目的・重点分野等が、O DA 大綱及び O DA 中期政策に対して妥当であったか。 	
		1.3 国際的な取組の中での位置付け	<ul style="list-style-type: none"> 日本の対パレスチナ支援の目的・重点分野・支援地域等が、国際援助コミュニティ全体の対パレスチナ支援政策や取組の中でどのように位置付けられるか。 日本の対パレスチナ支援の目的・重点分野等が、他ドナーならびに援助協調メカニズムの掲げる対パレスチナ支援政策と照らして整合的であったか。 AHLC、LDF などの仕組みが有効に機能しているか、また日本の対パレスチナ支援はこれら仕組みにどれだけ則っていたか。 	
		1.4 日本の比較優位性	<ul style="list-style-type: none"> 対パレスチナ支援において日本の比較優位性が適切に把握されていたか。 日本の比較優位性が意識された支援が実施されたか。 	

2. 「結果の有効性」に関する評価の枠組み

評価視点	評価基準	評価項目	評価内容, 指標	情報収集方法・収集源
結果	有効性	2.1 インプットの実績	<ul style="list-style-type: none"> 日本の対パレスチナ支援実績(金額・件数・分野) 他ドナー, 国際機関等による対パレスチナ支援実績(金額・件数・分野) 日本の支援実績がパレスチナの開発予算に占める割合 	<ul style="list-style-type: none"> ◆文献調査 <ul style="list-style-type: none"> 有償資金協力, 一般無償資金協力, 草の根・人間の安全保障無償資金協力, 技術協力, 案件ごとの資料(プロジェクト評価報告書等を含む) パレスチナ政府各種統計資料 世銀, IMF, UNDP 等の各種統計資料 既存の ODA 評価結果資料 ◆国内ヒアリング: 外務省国際協力局, 国内 NGO 団体 ◆現地ヒアリング: パレスチナ自治政府機関(財務庁, 保健庁, 農業庁, 観光遺跡庁, 地方自治庁, 教育・高等教育庁, パレスチナ工業団地・自由貿易特区庁, パレスチナ・エネルギー庁), パレスチナ人実業家, イスラエル政府機関(外務省), 在イスラエル日本国大使館, JICA 事務所, 広域行政計画・開発廃棄物管理広域行政カウンスル(JCspd JRRV), ジェリコ市役所, 国際機関, 草の根・人間の安全保障無償資金協力の供与先 NGO, 日本 NGO 連携無償資金協力の供与先 NGO (NICCO) ◆サイト視察: ジェリコ農産加工団地/太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画, ヨルダン川西岸地区学校建設, などヨルダン渓谷コミュニティのための公共サービス活動支援計画, 母子保健リプロダクティブヘルス向上プロジェクトフェーズ2
		2.2 アウトプットの実績	<ul style="list-style-type: none"> 日本の対パレスチナ支援がもたらした直接的な効果(裨益者数等) 設定された重点課題に向けてどの程度の投入がなされ, どこまで達成されたか。 	
		2.3 アウトカムの実績	<ul style="list-style-type: none"> 重点分野・重点課題毎の主要指標への影響 当初設定された目標がどの程度達成されたか。 	
	インパクト	2.4 最終目標	<ul style="list-style-type: none"> パレスチナ自治政府開発計画の実現への貢献 中東和平の実現への貢献 	

3. 「プロセスの適切性」に関する評価の枠組み

評価視点	評価基準	評価項目	評価内容, 指標	情報収集方法・収集源
プロセス	適切性	3.1 策定プロセスの適切性	<ul style="list-style-type: none"> ・パレスチナ自治政府のニーズを継続的に把握するため、パレスチナ自治政府, 実施機関, NGO を含む民間部門, 国際機関等の他ドナーと援助方針作成にかかる協議がなされ, 情報及びプロセスが共有されているか。 ・策定の段階で, 日本の関係府省間の連携, 政府と実施機関との連携は適切に行われていたか。 ・対パレスチナ支援案件の中東地域全体における位置づけを考慮していたか。 ・策定の段階で, 横断的事項(ジェンダー等)への配慮がなされていたか。 ・効率的に援助方針が策定されたか。 ・重点分野や支援ツールが決定される際, 支援の効率性に関する配慮がなされていたか。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆文献調査 ・年次政策協議録(「ODA 総合戦略会議」議事録等), 本省協議資料 ・現地 ODA タスクフォース関連資料 ・現地 ODA 担当者の各種指針類 ◆国内ヒアリング: 外務省国際協力局, 国際協力機構 ◆現地ヒアリング: パレスチナ自治政府機関, イスラエル政府機関(外務省), 在イスラエル日本国大使館, JICA 事務所, 広域行政計画・開発廃棄物管理広域行政カウンスル(JCspd JRRV), ジェリコ市役所, 国際機関, 草の根人間の安全保障無償資金協力の供与先 NGO, 日本 NGO 連携無償資金協力の供与先 NGO
		3.2 実施プロセスの適切性	<ul style="list-style-type: none"> ・パレスチナ自治政府, 実施機関, NGO を含む民間部門, 国際機関を始めとする他ドナーと情報の共有, 協議がなされたか。 ・現地の ODA タスクフォースや本省, 実施機関の実施体制が整備されていたか。 ・政策の実施状況を定期的に把握するようなプロセスが取られていたか。 ・実施の段階で, 横断的事項(ジェンダー等)への配慮がなされていたか。 ・三角協力等の実施により, 支援の効率性が向上したか。 ・実施に移す際, 具体的プロジェクトの形成, 実施は効率的に行われたか。 	

4. 「外交の視点」に関する評価の枠組み

評価視点	評価項目	評価内容	情報収集方法・収集源
外交の視点	4.1 外交的な重要性	<ul style="list-style-type: none"> ・パレスチナ自治政府・中東諸国との外交関係上の重要性 ・日本が掲げる外交理念(「国際的な平和と繁栄」)を踏まえたパレスチナ自治政府・中東地域の重要性 ・上記で分析された二国間関係における援助の重要性 	<ul style="list-style-type: none"> ◆文献調査: 現地メディア報道 ◆国内ヒアリング: 東洋英和女学院大学教授, 麗澤大学教授 ◆現地ヒアリング: パレスチナ自治政府機関, パレスチナ立法評議会議員, パレスチナ人実業家, パレスチナ人ジャーナリスト
	4.2 外交的な波及効果	<ul style="list-style-type: none"> ・二国間外交への効果 ・中東諸国・アラブ諸国・イスラム諸国・産油国との外交への効果 ・友好関係の促進, 日本の好感度改善への波及効果 ・日本にとっての広報効果 ・国際会議等での理念共有, 日本の立場支持への効果 ・地域の安定・地域への持続的発展等への波及効果 ・イスラム諸国との三角協力の実施による波及効果 	

2-4-3 評価調査の実施手順

本評価は、国内文献調査、国内ヒアリング、パレスチナ自治区現地調査によって進められた。国内においては、国内外の文献による調査を行うと共に、援助関係者、政策担当者に対するヒアリングを行った。次いで、国内調査を踏まえて、2012年11月にパレスチナ自治区、イスラエルにおいて現地調査を行った。さらに、現地調査を踏まえて、追加の文献調査などを行い、最終報告書を作成した。

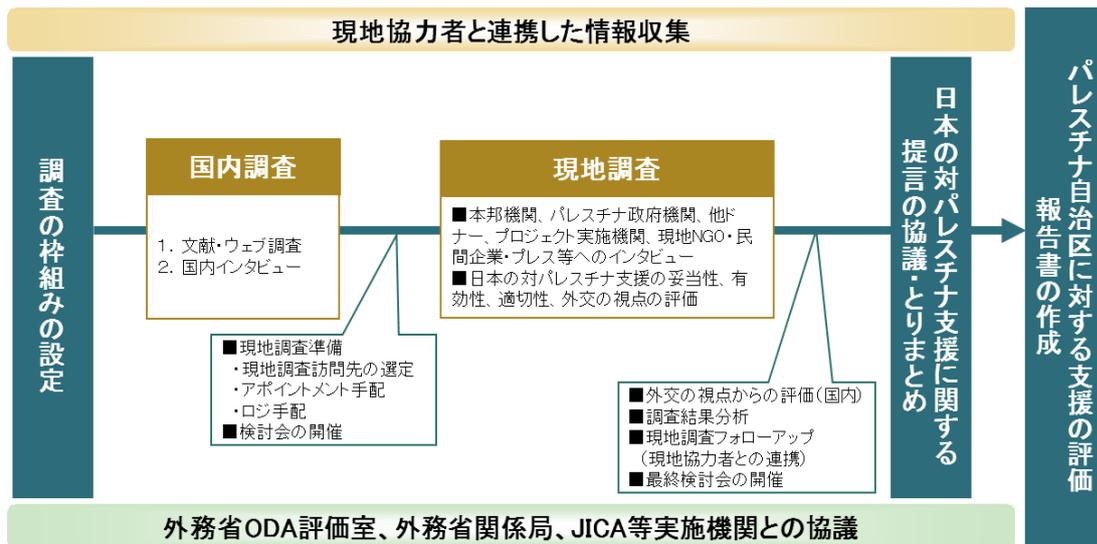


図 2-4 評価の実施手順

出所: 評価チーム作成

2-4-4 評価の実施体制

本評価にかかる調査及び検討作業は、以下の体制によって実施した。その中で、「*」がついているメンバーが現地調査団を構成した。

- 評価主任:
 稲田 十一 専修大学経済学部 教授*
- アドバイザー:
 立山 良司 防衛大学校総合安全保障研究科・国際関係学科 教授*
- 評価コンサルタント:
 宇佐美 暁 (株)三菱総合研究所 国際政策グループ リーダー, 主席研究員
 加藤 義彦 同 国際政策グループ シニアプロジェクトマネジャー*
 大友 理 同 国際政策グループ 主任研究員
 後藤 拓也 同 国際政策グループ 研究員*
 土屋 一樹 日本貿易振興機構 アジア経済研究所 副主任研究員*

なお、外務省中東アフリカ局中東第一課 笠井香代 外務事務官にもオブザーバーとして現地調査に参加いただいた。

また、本評価の実施に当たっては、以下の外務省関係局・課室、JICA 関係部局の協力を得た。

- ・ 外務省: 国際協力局国別開発協力第三課, 中東アフリカ局中東第一課
- ・ 国際協力機構(JICA): 中東・欧州部中東第二課

2-4-5 評価の制約

1. 評価対象の特殊性による制約

今次評価業務では、いくつかの制約の下で実施せざるを得なかった。その中で、最も大きな制約要因は、対パレスチナ支援の特殊性そのものによる制約であった。すなわち、対パレスチナ支援は、イスラエルの占領下にある社会・経済に対する支援であるため、通常の開発途上国で行われているような国家開発に重点を置いた協力よりも、むしろ外交ルートを通じた政治的な働きかけや信頼醸成措置等の複合的な目的を有した事案が多く見られ、通常の間別評価の「評価の枠組み」と同じように評価を行うには限界があった。例えば、日本が実施してきた取組から期待される効果には、社会・経済開発効果だけではなく、和平当事者間での対話促進やパレスチナ側に課されている各種制限の緩和など、和平実現に向けた政治的な効果も含まれ、これら効果を計測する指標の設定は困難であった点などが指摘できる。

さらには、このように、評価対象の特殊性ゆえに、目標体系が複雑な構造となり、結果の有効性を目標階層ごとに検証することも困難であった点もあわせて指摘できよう。

2. 現地調査の制約

現地調査で訪問できる場所が限定されていた点も、今次評価業務における大きな制約となった。その中でも、緊急援助の必要性が高いガザ地区は、治安状況を勘案し訪問・視察対象から除外せざるを得なかった。また、現地調査中に治安状況が急遽悪化したことから、イスラエル政府からの情報収集も難しくなり、イスラエル民政官事務所（COGAT）など一部組織への訪問調査を断念せざるを得なかった。このように、現地調査で収集できる情報が限定された点も本件調査の制約となった。

3. 統計情報の制約

今次評価業務では、日本の対パレスチナ支援による成果（アウトカム）、インパクトの計測が困難であった。これは、パレスチナ自治区では多数のドナーが狭い地域内で各種支援を行っている結果、日本が実施している案件による効果を他の取組から分離して把握することが統計の性質上難しいためである。また、農業生産・産業開発・財政状況などへのインパクトは、こうした指標がパレスチナのおかれている困難な政治・経済状況に大きく影響されているため、日本の支援のインパクトとして把握することが困難であるという事情もある。その結果、パレスチナ自治区全体での指標推移を見つつ、日本を含めた国際社会の支援全体での効果を計測するに留めた。